

宝塚市立西谷中学校 いじめ再発防止行動計画（令和5年4月）

基本方針				取組	実施時期																			
柱	方向性	取組内容	目指す姿	具体的行動	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	中期	長期						
1 子 ど も の S O S に 気 づ く 力 を 高 め ま す	子どもたちがSOSを出しやすい環境をつくれます	相談することの大切さを子どもたちに伝える出前授業を行います	いじめを受けたり、いじめを発見したりした場合、及び友達からいじめの相談を受けた場合に、家族、学校または関係機関に相談できる生徒	生徒を対象としたSCによる出前授業を年1回実施する。														実施	継続	継続				
	積極的に子ども理解に努めます	事例から学ぶ全員研修を実施します	専門講師による研修を通して、いじめ問題への学びを深め、生徒をいじめから守る体制づくりを進める教職員	令和2年度は、市指導主事と学校による研修会を実施済。 専門講師による調査報告書を基にした研修会を実施し、いじめ対策に関する多様な情報を共有、活用する。			研修														2年目以降は市教委と検討	2年目以降は市教委と検討		
		子どもに共感し、対等な関係を築く資質を養います	生徒の声を大切にし、言動の裏側にある思いをつかみ支援できる教職員	SCによる年2回以上のカウンセリングマインド研修を実施する。					実施											実施	継続	内容を検証の上で継続		
		発達に特性のある子どもへの理解と適切な支援を強化します	特別支援教育の知見に立って支援できる教職員	毎月1回、特別に配慮のいる児童についての情報共有を実施する。	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	継続	継続	専門家による研修を検討	専門家による研修を検討		
	いじめを早期発見し、速やかに適切な対応をします	いじめの定義の確認と周知を徹底します	いじめの定義を正確に理解し、生徒、保護者および地域住民に啓発する教職員	各学期に1回程度いじめについて全校集会で話をするとともに、地域の会でも説明するなど、いじめ撲滅に向けた取り組みについて周知する。	全校集会	地域の会 PTA総会						全校集会 地域の会			全校集会 地域の会	全校集会					継続	継続		
		いじめ防止月間を設けます	主体的に全校でいじめ根絶に向けた活動に取り組む生徒	月間の周知を行うとともに、生徒会を中心により良い人間関係をつくるための取組内容を検討し実施する。																		生徒による提案を定着させる	生徒による提案を定着させる	
		いじめをテーマにしたアンケートを行います	調査結果を基に生徒の思いを聴き取り、生徒の状況の把握に努め、いじめの早期発見、解決を図る教職員	1学期は「こころとからだのアンケート」を実施し、2・3学期はいじめに特化したアンケートを実施する。			こころとからだのアンケート 面談															いじめアンケート 面談	継続	継続
		教職員がいじめについての情報を共有し、チームで対応する仕組みを整えます	定期的に校内いじめ防止委員会を開催し、教職員全体で情報・指導方針を共有し、問題の解決を図る教職員	校内いじめ防止委員会が初期対応するチームを設置する。 校内いじめ防止委員会を週1回の定例実施と事案検討として適宜実施する。	チーム設置 校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	継続	継続	継続	継続	
		いじめ等に関する情報について保護者との連絡を迅速に行い、情報を共有します	事実内容、指導方針、支援等について迅速かつ適切に保護者に伝え、事案の解決を図る教職員	校内いじめ防止委員会が共通理解を図る。いじめサイン発見シートの活用（保護者向け）	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会 発見シート	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	継続	継続	継続	継続	
	情報モラル教育の実施	情報機器を正しく使いこなす生徒	情報モラル教育（授業）の実施 保護者への啓発		情報モラル教育（授業）の実施						情報モラル教育（授業）の実施										情報モラル教育（授業）の実施	継続	継続	

柱	基本方針			取組	実施時期													中期	長期	
	方向性	取組内容	目指す姿	具体的行動	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
ム学校で取り組みます		多職種連携を推進します	SC・SSW・関係機関等と迅速、円滑に連携する学校	ケース会議や相談など適宜SC・SSW・関係機関等との連携を図る。	ケース会議												→	継続	継続	
	子どもを育む地域や関係機関との連携を行います	地域ぐるみで子どもを見守ります	地域との連携・協働を積極的に進め、子どもたちの成長を地域と分かち合う学校	学校運営協議会(コミュニティスクール)、青少年育成市民会議等により学校の情報を共有し、地域との協力を進める。			運営協議会						運営協議会					運営協議会	継続	継続
		こども園・小中学校の連携を強化します	中学校区における目指す子ども像の実現に向けた教育の連携を推進するこども園小中学校園所	部活・授業見学等を通して小学校との交流を進めていく。小学校との入学に係る引継を充実させる。市の連携会議等での情報を教職員で共有する。保幼小中連携会議を実施し、情報共有を進めていく。				連携会議				授業見学	部活交流	連携会議				連携会議	継続 体験授業を実施	継続 体験授業を実施
		関係機関との連携を図ります	関係機関との迅速、円滑な連携を行う学校	常に家庭児童相談室等の関係機関と連携を図る。	連携														→	継続
5子どもに対する根絶体罰及びハラスメントを	体罰を根絶します	体罰の禁止を徹底します	あらゆる場面での体罰を絶対に許さず、人権感覚豊かな指導を行う教職員	体罰根絶宣言を学校通信や全校集会等で発表する。体罰根絶に向けた共通理解を図る研修を実施する。	学校通信 全校集会 研修													研修	継続	継続
	ハラスメントを根絶します	部活動におけるパワーハラスメントを根絶します	特に部活動がパワーハラスメントに陥りやすい環境であるとの認識を持ち、体罰は絶対に許さず、人権感覚豊かな指導を行う教職員	特に部活動などの事例を基に、パワーハラスメント根絶に向けた共通理解を図る研修を実施する。	研修													研修	継続	継続
	ハラスメントを根絶します	あらゆるハラスメントを根絶します	暴言・ハラスメントも人権を侵害する行為であり絶対に許されないものである共通認識を持ち、人権感覚豊かな指導を行う教職員	パワーハラスメント根絶宣言を学校通信や全校集会等で発表する。パワーハラスメント根絶に向けた共通理解を図る研修を実施する。	学校通信 全校集会 研修													研修	継続	継続